

高萩・北茨城広域事務組合職員の定年前再任用に関する規則

令和元年10月9日

規則第20号

改正 令和7年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年高萩・北茨城広域工業用水企業団条例第2号。この条において「条例」という。）第1条に規定する年齢60年以上退職者（次条において「年齢60年以上退職者」という。）の定年前再任用（条例第1条の規定により採用することをいう。次条において同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(年齢60年以上退職者等の定年前再任用等)

第2条 年齢60年以上退職者の定年前再任用については、北茨城市職員の定年前再任用に関する規則（平成13年北茨城市規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。